

消防大学校における教育訓練等に関する検討会 設置要綱

(目的)

第1条 消防職員の大量退職・幹部昇任が収束しつつある中で、消防大学校における幹部教育を見直すと共に、緊急消防援助隊の編成等に関する改正を受けた部隊運用能力の向上等が求められていること、東日本大震災の発生や首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の切迫性、社会構造の多様化・少子高齢化の進展などを受け教育訓練の見直しが必要となったことから、今後の消防大学校の更なる高度な教育訓練を構築するため、「消防大学校における教育訓練等に関する検討会(以下「検討会」という。)」を設置する。

(検討項目)

第2条 検討会は、次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 総合教育(幹部教育)の教育訓練等の見直しについて
- (2) 緊急消防援助隊教育の充実強化について
- (3) 女性活躍促進について
- (4) 専科教育、実務講習及び技術的援助の充実強化について
- (5) e-ラーニング等ICTの利活用について
- (6) その他

(検討会)

第3条 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。

- 2 座長は、消防大学校長とする。
- 3 構成員は、行政関係者、消防学校関係者及び消防防災機関関係者の中から消防大学校長が委嘱する。
- 4 検討会には、座長の指名する副座長を置く。
- 5 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故あるときは、副座長が代理する。
- 6 座長が必要と認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。
- 7 検討会は、原則、公開とする。また、座長が必要と認めるときには、一部または全部を非公開とすることができる。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、消防大学校教務部が処理する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成27年9月10日から実施する。

消防大学校における教育訓練等に関する検討会構成員

(敬称略：五十音順)

- 座 長 木幡 浩 消防大学校長
- 副座長 山田 常圭 消防大学校消防研究センター所長
- 委 員 秋山 昭二 公益財団法人日本消防協会業務部長
- 委 員 石川 義彦 東京消防庁消防学校副校長
- 委 員 大石 誠 大崎地域広域行政事務組合消防本部管理課長
- 委 員 奥見 啓五 兵庫県広域防災センター消防学校主任
- 委 員 澁澤 陽平 埼玉県危機管理防災部消防防災課長
- 委 員 鈴木 康幸 消防庁予防課長
- 委 員 名畑 徹 京都市消防局総務部人事課長
- 委 員 山口 英樹 消防庁総務課長
- 委 員 山越 伸子 消防庁消防・救急課長
- 委 員 米澤 健 消防庁国民保護・防災部防災課長